

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ

## 規則

号外(二) 平成二十八年十二月二十六日

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中「並びに条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税の修正申告書」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税の修正申告書は、第九十四号の様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

第八十六条第四項中「又は第九十五号の二の三様式」を削り、同条第五項を削る。

様式目次中「第九十四号の三様式 県たばこ税納期限延長申請書 第七十七条の四第一項」を「第九十四号の三様式 県たばこ税納期限延長申請書 第七十七条の四第一項」を「第九十四号の三様式 自動車取得税修正申告書 第七十八条第二項」


に改め、第九十四条の四様式 自動車納税証明書 第八十六条第四項「第九十五号の二の三様式 自動車納税証明書 第八十六条第五項」を削る。

第九十五号の二の五様式 自動車納税証明書 第八十六条第五項「第十二号様式中(用紙 様式182ニシメートル)を(用紙日本工業規格A4)」に改め、同様式裏面を次のように改める。

平成二十八年十二月二十六日

(裏面)

(納付場所)

- 1 納付場所は、次のとおりです。
  - (1) 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
  - (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
  - (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
  - (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）  
サークルK サンクス セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン
  - (5) Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、(1) から (3) までに掲げる金融機関の Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。なお、次のア及びイにご注意ください。  
ア Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。  
イ Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
- (延滞金)
  - 2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））となります。  
(督促)
    - 3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。  
(滞納処分)
      - 4 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。  
(審査請求)
        - 5 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。  
(処分の取消しの訴え)
          - 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
            - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
            - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

第23号様式（用紙日本工業規格A4）（第14条、第23条、第25条、第56条の3、第56条の4、第64条、第64条の2、第64条の3、第82条の19、第82条の24関係）

第二十三号様式を次のように改める。

納付（納入）通知書

住 所 第 号  
 （所在地） 年 月 日  
 氏 名 様  
 （名称） 岐阜県 税事務所長 印

あなた（貴社）は、地方税法第 条の規定により、「処分理由」欄に記載する理由により、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、あなた（貴社）が納付（納入）すべき金額を下記の納付（納入）の期限までに納めてください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 税 者 (特別徴収義務者)	住 所 (所在地) 氏 名 (名称)	
--------------------	-----------------------------	--

上記の者に係る滞納金額

税 目 年度 期別	課税 番号	納期限 督促等年月日	税額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
					過少 申告	不申告	重	
			円	法律による金額	円	円	円	
				〃				
				〃				
				〃				
計 (円)								
滞納処分費 法律による金額					円			
上記滞納金額のうちあなた（貴社）が納付（納入）すべき金額				円	左の金額のほかに法律の規定による延滞金及び滞納処分費が加算されます。			
納付（納入）期限			年 月 日					
納付場所	納付書裏面に記載の納付場所							
処分理由								

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第24号様式（用紙日本工業規格A4）（第15条関係）

繰上徴収による納期限変更告知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

あなた（貴社）の納めるべき県税に係る徴収金については、「処分理由」欄に記載する理由により、納期限を繰り上げますから、指定の期限までに納付（納入）してください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この告知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第二十四号様式を次のように改める。

住 所 (所在地)									
氏名 (名称)									
指定する納期限		年 月 日 時 分							
繰 上 徴 収 に 係 る 徴 収 金									
税 目 年度 期別	課税番号	納期限		税 額	延滞金額 法律による金額 円	加算金額			摘要
		督促等年月日				過少申告	不申告	重	
				円	円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
計 (円)									
処分理由									
備考									

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第27号様式 (用紙日本工業規格A4) (第18条関係)

第二十七号様式を次のように改める。

譲渡担保財産から徴収する徴収金納付 (納入) 告知書

住 所  
(所在地) 第 号  
氏 名 様 年 月 日  
(名称) 岐阜県 税事務所長 印

地方税法第14条の18第1項の規定により、次の納税者 (特別徴収義務者) の滞納金額のうち、次の金額については、譲渡担保財産から徴収することとなり、あなたが納税責任を負うこととなりましたので、至急納付 (納入) してください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この告知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 税 者 (特別徴収義務者)	住 所 (所在地)								
	氏 名 (名称)								
滞 納 金 額									
税 目	課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加算金額			法定納期限等	摘要
					過少 申告	不申告	重		
			円	法律による金額 円	円	円	円		
				〃					
				〃					
計 (円)									
滞納処分費 法律による金額					円				
譲 渡 担 保 財 産	名 称								
	数 量								
	性 質								
	所 在								
譲渡担保財産のうちから 徴収する金額 (納付すべき金額)					左の金額のほかに法律の規定による延滞金及び滞納処分費が加算されます。 円				

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第三十六号様式 ① 「十六銀行又は大垣共立銀行」 ② 「大垣共立銀行又は十六銀行」 ③  
改め。

第四十一号様式 ① 「(用紙 縦 95ミリメートル 横 148ミリメートル)」 ② 「(用紙日本工業規格A4)」 ③  
改め、同様式裏面を次のように改め。

(裏面)

あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

税 目	根 拠 規 定
法人県民税	地方税法第66条
県民税利子割	地方税法第71条の17
県民税配当割	地方税法第71条の38
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の58
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の66
不動産取得税	地方税法第73条の34
県たばこ税	地方税法第74条の25
ゴルフ場利用税	地方税法第92条
自動車取得税	地方税法第134条
軽油引取税	地方税法第144条の49
自動車税	地方税法第165条
鉱区税	地方税法第198条
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第371条
狩猟税	地方税法第700条の64
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項

- (納付方法)
- この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。  
(納付場所)
  - 納付場所は、次のとおりです。
    - 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
    - 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
    - ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
    - 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限り。）  
サークルK サンクス セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン
    - Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、（1）から（3）までに掲げる金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。なお、次のア及びイにご注意ください。  
ア Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。  
イ Pay-easy（ペイジー）をご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。
  - 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の（1）から（4）までに掲げる税額の区分に応じ（1）から（4）までに定める期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））となります。
    - 賦課決定に係る税額、申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。）に係る税額又は納期限以前に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
    - 納期限後に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間
    - 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間
    - 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
  - この督促状を發した日から起算して10日を経過した日（例：20日發付のときは30日）までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。  
(審査請求)
  - この督促について、不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促を受けた日の翌日から起算して3か月以内（地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。  
(処分の取消しの訴え)
  - 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。
    - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



住所 (所在地)		納付(納入)催告書		第 号			
氏名 (氏名)		岐阜県 税務事務所長 関		年 月 日			
<p>下記の滞納金額及び滞納処分費については、先に納付(納入) 通知書によつて通知しましたが、納付(納入)の期限までに納付(納入)がされていないことから、地方税法第11条第2項の規定により、納付(納入) 催告書を発しましたので、至急納めてください。</p> <p>この催告について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この催告書を受けた日の翌日から起算して3か月以内(地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの上記の期限は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することとされています。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することとされています。また、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>							
納税者 (特別徴収義務者)		住所 (所在地)					
氏名 (氏名)		氏名 (氏名)					
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(保証人)として納付(納入)すべき額として通知した額等							
税目	課税番号	納期限 督促等年月日	税額	延滞金額、 滞納処分費	加算金額		摘要
					過少申告 円	不申告 円	
年度	期別		円	法律による金額 円			
				円			
				円			
				円			
計(円)							
同上のうち未納額							
納付(納入)の通知書により通知した期限							
処分理由							
備考							

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。







第105号の2様式 用紙 縦165ミリメートル  
横210ミリメートル (第86条関係)

第百五号の二様式を次のように改める。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

	証明書番号	第 号
自動車の登録番号		
車 検 有 効 期 限		
車 台 番 号		

摘 要	
--------	--

この証明書の有効期限	
------------	--

(注) 1 本証は、車体検査を受けるとき以外には使用できません。  
 2 自動車の継続検査又は構造等変更検査を申請する際、本証の提示がなければ道路運送車両法第97条の2の規定により自動車検査証の返付を拒否されます。  
 3 本証は、証明印がないものは無効です。  
 4 本証の有効期限内に、自動車を売り渡された場合は、買主に本証をお渡しください。

備考 第12号様式備考は、この様式について準用する。

第百五号の二の様式を削り、第百五号の二の様式を第百五号の二の様式とする。  
 第百五号の二の四様式及び第百五号の二の五様式を削る。  
 第百六号の九様式備考第一号中「陸運支局の発行する」と「道路運送車両法第22条第1項に規定する」及び「財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会と改称された法人をいう。)」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改め、同様式備考2次の1号を改正する。  
 3 印の欄は、記載しないこと。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社